

船舶事故調査報告書

令和5年10月18日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆																																
発生日時	不明（令和5年4月28日 15時30分ごろ～29日 05時39分ごろの間）																																
発生場所	福井県高浜町高浜漁港西方沖 若狭高浜港島堤灯台から真方位269°610m付近 （概位 北緯35°29.8′ 東経135°32.6′）																																
事故の概要	漁船第3勝漁丸は、刺し網漁の作業中、転覆した。 第3勝漁丸は、船長が死亡し、船外機に濡損を生じた。																																
事故調査の経過	令和5年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。																																
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第3勝漁丸、0.75トン FK3-8920（漁船登録番号）、個人所有 4.29m(Lr)×1.51m×0.53m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和56年6月29日																																
乗組員等に関する情報	船長 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年2月6日 免許証交付日 令和2年8月23日 （令和7年8月23日まで有効）																																
死傷者等	死亡 1人（船長）																																
損傷	船外機に濡損																																
気象・海象	気象：本船発見場所の西南西方約11.4海里に位置する舞鶴特別地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th rowspan="2">気温 (°C)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> <th rowspan="2">天気</th> </tr> <tr> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">4月28日</td> </tr> <tr> <td>15:00</td> <td>23.5</td> <td>5.5</td> <td>西南西</td> <td>10.2</td> <td>西南西</td> <td>曇り</td> </tr> <tr> <td>16:00</td> <td>23.6</td> <td>4.6</td> <td>西南西</td> <td>8.0</td> <td>西南西</td> <td>晴れ</td> </tr> </tbody> </table>	時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間		天気	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向	4月28日							15:00	23.5	5.5	西南西	10.2	西南西	曇り	16:00	23.6	4.6	西南西	8.0	西南西	晴れ
時刻 (時:分)	気温 (°C)			平均		最大瞬間			天気																								
		風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	風向																												
4月28日																																	
15:00	23.5	5.5	西南西	10.2	西南西	曇り																											
16:00	23.6	4.6	西南西	8.0	西南西	晴れ																											

17:00	23.6	4.2	西南西	8.1	西南西	晴れ
18:00	21.1	1.2	南南西	3.0	西南西	晴れ
19:00	20.3	1.1	南西	3.7	南	晴れ
20:00	17.0	1.2	北東	1.9	東	晴れ
21:00	15.5	1.1	西南西	2.2	南西	晴れ
22:00	16.0	1.4	北西	3.7	南南西	晴れ
23:00	15.1	2.8	南西	7.1	南南西	晴れ

海象：海上 平穏、水温 約15℃

事故の経過

本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網を設置する目的で、令和5年4月28日15時30分ごろ、高浜漁港西方沖に向け、同漁港を出航した。

船長の家族は、船長が19時ごろになっても帰宅しなかったため、僚船船長にその旨を伝えた。

僚船船長は、船長が所属する漁業協同組合（以下「所属漁協」という。）の組合長に連絡し、別の僚船と共に捜索に向かったが本船を発見できなかった。

所属漁協の職員は、20時19分ごろ海上保安庁に通報した。

本船は、海上保安庁、福井県及び僚船による捜索が行われ、29日05時39分ごろ高浜漁港西方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）付近で転覆しているところを防災ヘリコプターにより発見され、ロープで本件岩場に係留されていたことが海上保安官により確認された。（写真1参照）



海上保安庁提供

写真1 転覆した状態で本件岩場に係留されている本船

本船の刺し網1枚は、その一部が本件岩場の約100m東北東方沖から約60～70m東方沖に向けて設置されており、残りの部分が本件岩場の約60～70m東方沖の海底でかごに入った状態で発見された。（写真2参照）



写真2 刺し網の入ったかご（海底）

船長の長靴は、刺し網の入ったかご付近の海底で発見された。

本船は、僚船により高浜漁港にえい航された。

船長は、行方不明となり、5月20日06時55分ごろ高浜漁港北方沖で漂流しているところを釣り人により発見された。

船長の死因は、不詳と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船は、和船型の船外機船であり、船体に衝突痕などの損傷はなかった。（写真3参照）



写真3 本船

船長は、ふだん、左舷船尾部の船倉の蓋に座り、右手で船外機を操作して後進させながら左手で刺し網を投入していた。

本船の左舷船尾部のブルワークは、甲板からの高さが約30cm、船倉頂部からの高さが約12cmであった。

僚船船長は、本件岩場の東方沖の海底で刺し網の入ったかご及び長靴が発見されたので、船長が刺し網の投入作業中に左手に同網が絡まり体勢を崩して落水した後、船内に上がろうとした際に本船が転覆し、船長が泳いで転覆した本船を本件岩場まで押して係留したのではないかと本事故後に思った。

所属漁協の職員は、船長が本船を本件岩場に係留した後、泳いで帰ろうとして溺水したのではないかと本事故後に思った。

船長は、本事故当日、自宅に携帯電話を置いていた。

船長は、発見された際、救命胴衣を着用しておらず、本船の係留場所付近の岸壁に駐車していた自家用車内に救命胴衣を置いていた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、28日15時30分ごろ高浜漁港を出航した後、29日05時39分ごろ本件岩場に係留された状態で転覆しているところを発見されたことから、この間に転覆したものと推定される。</p> <p>本船は、刺し網の一部が本件岩場の約100m東北東方沖から約60～70m東方沖に向けて設置されていたこと、及び残りの部分が本件岩場の約60～70m東方沖の海底でかごに入った状態で発見されたことから、刺し網の投入作業中に転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が刺し網の投入作業中に手に同網が絡まるなどして体勢を崩して落水した際に転覆したか、又は落水した後に船内に上がろうとした際に転覆した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、転覆に至る状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>船長の死因は、不詳であった。</p> <p>船長は、本船がロープで本件岩場に係留された状態で発見されたことから、本船が転覆した後、泳いで転覆した本船を本件岩場まで押して係留したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船を本件岩場に係留した後、泳いで帰ろうとして溺水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用しておらず、また、携帯電話を携行していなかったものと推定される。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、高浜漁港西方沖において刺し網漁の操業中、転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の乗組員は、投網作業を行う際、網が手足に絡まないように十分注意すること。 ・ 和船型の小型船舶の乗船者は、甲板からブルワークまでの高さが低いので落水に十分注意すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、暴露甲板上においては救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、防水型の携帯電話又は防水パックに入れた携帯電話を携行し、緊急時の連絡手段を確保すること。 ・ 小型船舶に1人で乗り組む船長は、落水時の船上復帰手段として縄ばしごや固定ばしごを船体に備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院 Web サイト地図を加工して制作